野洲市資料提供

提供年月日	令和元年９月３０日
担当部課	都市建設部住宅課
担当者	服部　大橋
連絡先電話番号	077-587-6322

滋賀県の「野洲市内特定空家にかかるアスベスト等の対策について」の取り組み状況報告について

滋賀県土木交通部建築課建築指導室より、平成 31 年３月 29 日付け滋建指第 85 号で回答のありました標記の件につきまして、令和元年９月６日付け滋建指第 280 号で、建築基準法に基づく、その後の取組状況等について、別紙のとおり、文書による報告がされました。

報告事項として、「1.これまでの経過」、「2.所有者の代表の対応状況」、「3.県の対応について」の３項目について、報告がされました。

「3.県の対応として」では、現時点で、建築基準法第 10 条の命令を行う必要はないとの報告を受けましたが、平成 22 年１月 22 日付けで各建物所有者宛に勧告された文書では、「露出した吹き付け材の分析調査をした結果、この吹き付け材にアスベストが含まれていることが判明しました。・・・このまま放置すれば第三者や住人に危害や健康被害が及ぶ恐れがあります。・・・アスベストの飛散防止等適切な措置を行われるように勧告します。」とされ、これまでの間、所有者によって、措置が何もなされていないにも関わらず、滋賀県がそのような判断を下されたのか理解ができません。

アスベストが、天井梁等への吹き付け材として使用されていることや、天井ボード材にアスベストが含有していることが判明していることからすれば、その措置として、封じ込めを行うか、または、飛散防止のために建物全体を覆わなければならないと考えるのが妥当です。そうした措置が、これまでの間なされていないにもかかわらず、所有者に対し命令をされないのは、適正な判断がされていないと考えます。

記

関係資料

資料１.「野洲市内特定空家にかかるアスベスト等の対策について」（令和元年９月６日付、滋建指第２８０号）

資料２.「野洲市内特定空家にかかるアスベスト等の対策について」（回答）（平成３１年３月２９日付、滋建指第８５号）

資料３.「建築基準法第１０条第１項（保安上危険な建築物に対する措置）に基づく勧告について」（平成２２年１月２２日付、滋南土管第９６号）

資料1

F.No
1.9.03
野洲市役所

滋　建　指　第　２８０号
令和元年（2019年）９月６日

野洲市都市建設部長　様

滋賀県土木交通部建築課建築指導室

野洲市内特定空家にかかるアスベスト等の対策について

平成31年３月29日付け滋建指第85号で回答した標記の件について、建築基準法に基づく取組状況等について下記のとおり報告します。

記

１．これまでの経過

平成31年４月９日に所有者に対して立入り調査の実施結果を通知し、外装材の落下防止措置およびアスベスト含有吹き付け材の飛散防止措置について対応を求めた。

平成31年４月22日付け、令和元年５月25日付けで所有者の代表から文書回答があり、外装材の落下防止措置については所要の対策を実施すること、アスベスト含有吹き付け材の飛散防止措置については、自らが大気中のアスベスト測定を実施し、アスベストの飛散はなかったことがそれぞれ報告された。

令和元年６月28日に所有者の代表から外装材の落下防止対策について着手する旨の連絡があり、対策完了後の令和元年７月26日に所有者の代表の立会いの下で現地確認を行った。

２．所有者の代表の対応状況

外装材の落下防止措置については、外装材の落下のおそれがない安全な通行ルートを確保し、それを利用するよう住民等に要請するとともに仮設材等を用いて脱落時に飛散しない対策を講じている。

アスベスト含有吹き付け材の飛散防止措置については、今後も定期的に大気中のアスベスト測定を行い、飛散があった場合は必要な対策を実施するとしている。

３．県の対応

外装材の落下防止措置のうち、住民の専用通路となっている部分について、引き続き追加の対応を求めることとしているが、国土交通省の技術的助言に照らし、現時点では建築基準法第10条の命令を行う必要はないと判断している。

F.No. 31.3.29
31.3.29
受付
野洲市役所

資料2

滋建指第　85　号
平成31年（2019年）3月29日

野洲市長　山仲　善彰　様

滋賀県知事　三日月　大造

野洲市内特定空家にかかるアスベスト等の対策について（回答）

平成31年3月1日付け野住第75号で依頼のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1　平成22年1月22日付け滋南土管第96号による建築基準法第10条第1項に基づく勧告後の手続および処分について

県は、平成22年1月に本件建物のA棟およびB棟について、外装材の落下防止措置とアスベストの飛散防止措置等を所有者に求める勧告を行いましたが、その後、所有者に対する指導等は実施できていませんでした。

2　今後の県の対応について

県として貴市と調整を図り、以下のとおり対策を講じます。

(1) 建築基準法に基づく対応について

平成31年3月25日に建築基準法第12条第7項の規定に基づく立入り調査を実施しました。その結果、本件建物の外装材の落下および石綿含有材の飛散のおそれを確認したところです。

今後、外装材の落下防止および石綿含有材の飛散防止に関して、当面の必要な措置を講じるよう所有者等に対して指導を行います。また、所有者等による措置が講じられない場合に備えて、並行して、建築基準法第10条の規定に基づく命令の発出に向け、速やかに必要な調整と法令に基づく手続きを進めていきます。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）に基づく対応について

貴市におかれては、空家特措法第14条に基づく所有者に対する措置命令等を実

施されていることから、県は、従前に引き続き同法第８条の規定等に基づき、適宜、国の助言等も得ながら貴市に対して所要の情報提供および技術的助言等を行っていきます。

(3) 大気汚染防止法に基づく対応について

大気環境中のアスベスト調査については、適切な測定となるよう所有者に対して平成31年２月28日に指導を行いました。

今後も、引き続き所有者に指導を行い、周辺状況の把握を行います。

また、解体工事等が実施されるときは、特定粉じん排出等作業が、大気汚染防止法の規定に基づき適切に実施されるよう、事前の相談への対応や必要な指導を行います。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく対応について

解体工事等に伴う廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき適切に処理されるよう、必要な指導を行います。

写

資料3

滋南土管第　96　号
平成22年（2010年）1月22日

各建物所有者　様

滋賀県南部土木事務所長

建築基準法第１０条第１項（保安上危険な建築物に対する措置）に基づく勧告について

貴殿が所有されている下記の建築物は外観上損傷・劣化が著しく適正な建物管理がされていない状態に見受けられます。建築基準法は国民の生命、健康、財産の保護を図ることを目的としており、建築基準法第８条で「建築物の所有者、管理者または占有者はその建築物の敷地、構造、及び設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」と所有者に義務を課しています。また建築基準法第１０条で損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合は所有者、管理者等に改善を求めることができます。

貴殿が所有されている下記の建物は外観上、劣化が著しく建物の適正な維持管理がなされていないようで、タイル・ボード等外装材の剥落が著しく、また外装材の剥落により露出した鉄骨の吹き付け材も剥落しております。

そのために近隣からの苦情があり、A 棟の露出した吹き付け材の分析調査をした結果、この吹き付け材にアスベストが含まれている事が判明しました。また、B 棟についても外観からはこの吹き付け材は見受けられませんが A 棟同様に吹き付け材がある可能性が高く、このまま放置すれば第三者や住人に危害や健康被害が及ぶ恐れがあります。早急にボード類等が落下する恐れがある敷地の部分に対して立ち入り禁止等安全措置と建物の外装材が剥落しないような措置を行い、吹き付け材に含まれるアスベストの飛散防止等適切な措置(アスベスト撤去が望ましい)を行われるよう勧告します。

また建物所有者間で協議を行い、建物の改修及び維持管理について改善計画書を作成して報告されるよう求めます。

記

建物名　美和コーポ A 棟、B 棟
住所　野洲市野洲字外開１３９９番７、１３３９番７
構造　鉄骨造　３階建て（2 棟）

報告書提出先
〒525-8525　草津市草津三丁目 14-75
滋賀県南部土木事務所管理調整課管理建築担当
TEL　０77－５６７－５４４３
FAX　０77－５６２－９２３４